

# 台風18号被害に関する生活再建支援策など

9月16日の台風18号に伴う大雨や洪水により、被害を受けた皆さんへ、あらためてお見舞いを申し上げます。市はこれまで、被害を受けた皆さんへの支援のため、さまざまな取り組みを進めてきました。このたび生活再建に役立つ施策や事業をまとめましたので、ぜひ活用ください。なお、支援策の詳しい内容などについては、担当課へ問い合わせるか、市公式ホームページをご覧ください。（支援策の内容は9月24日現在）

発行：盛岡市 市長公室 広聴広報課  
（盛岡市災害対策本部広報担当）  
☎020-8530 盛岡市内丸12-2  
☎626-7517 ファクス：622-6211  
Eメール：info@city.morioka.iwate.jp

## り災証明書の発行

災害などによる家屋の被害程度を証明する「り災証明書」を発行します。この証明書は、損害保険金の請求や融資などの申請に使います。

【申請方法】市役所別館6階の資産税課や玉山総合事務所1階の税務住民課に備え付

けの申請書に必要事項を記入し、賃貸借契約書の写し（借家の場合）、80円切手貼付の返信用封筒（窓口受け取りの場合は不要）、印鑑を持参し資産税課か税務住民課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

※現地調査を実施するため、証明書の発行は受付日の翌日以降になります

【費用】1部300円

※郵送で証明書の受け取りを希望するときは、手数料分の郵便小為替を同封

【問い合わせ】資産税課☎626-7530

## 市・県民税、国保税などの減免と納付相談

浸水などにより所有する住宅・家財が一定以上の被害を受けた場合、納期限未到来の市・県民税や国民健康保険税の減免を受けることができます。また、所有する固定資産の被害の程度に応じて固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。いずれも、納期限の7日前までに申請した税額が減免対象。減免の要件がそれぞれ異なるので、事前に問い合わせください。

### ▶市・県民税の軽減と減免

【申請方法】所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、玉山総合事務所1階の税務住民課か市役所本館2階の市民税課へ届け出ください。詳しくは、申請前に市民税課へ問い合わせください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】市民税課☎626-7504

### ▶固定資産税と都市計画税の減免

【申請方法】所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、玉山総合事務所1階の税務住民課か市役所別館6階の資産税課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

※減免の対象になるかどうかを判定するため、現地調査を実施します

【問い合わせ】資産税課☎626-7530

### ▶国民健康保険税の減免

【申請方法】所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、玉山総合事務所1階の健康福祉課か市役所別館1階の健康保険課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】健康保険課☎626-7527

### ▶市税の納付相談

収入が著しく少なくなったため、期限までに市税を納付できないときは、相談ください。電話による相談も受け付けます。

【相談日時】月～金曜（祝日を除く）、8時半～17時半（玉山総合事務所税務住民課は17時15分まで）

【相談窓口】玉山総合事務所1階の税務住民課☎683-3865、市役所別館2階の納税課☎626-7503、同別館1階の健康保険課☎626-7527

※10月8日(火)・10日(木)の17時半～20時と10月27日(日)の9時～16時、夜間納付相談と休日納付相談を納税課と健康保険課で実施します。また、玉山総合事務所税務住民課は、毎週木曜の19時まで夜間納付相談を実施しています

## 介護保険料や保育料、水道料金などの減免

各種保険料や保育料、水道料金などでも、被害の状況に応じて減免の申請ができます。申請前に、担当へ問い合わせください。

### ▶後期高齢者医療保険料の減免

【申請方法】所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、玉山総合事務所1階の健康福祉課か市役所別館1階の健康保険課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】健康保険課☎626-7527

### ▶介護保険料とサービス利用料の減免

【申請方法】所定の申請書や同意書などに

必要事項を記入・押印の上、玉山総合事務所1階の健康福祉課か市役所別館5階の介護高齢福祉課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】介護高齢福祉課☎626-7581

### ▶保育所保育料の減免

【申請方法】所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、玉山総合事務所1階の健康福祉課か市役所本館5階の児童福祉課へ届け出ください。申請書は市のホームページからもダウンロードできます

【問い合わせ】児童福祉課☎626-7511

### ▶国民年金保険料の特例免除

【免除期間】8月分～来年6月分

【申請方法】印鑑と「り災証明書（写しも可）」、年金手帳を持参し、玉山総合事務所1階の健康福祉課か市役所本館2階の医療助成年金課へ届け出ください※できるだけ、申請前に相談ください

【問い合わせ】医療助成年金課☎626-7529

### ▶水道料金の減免

【減免内容】今年9月分の使用水量で前年同月と比べて増加した分

【問い合わせ】経営企画課☎623-1411

# ごみの収集と衛生対策

## ▶ごみの収集

浸水被害の廃棄物は、次のとおり分別して指定の仮置き場へ搬出してください。自力で搬出できない場合は、相談ください。

### 【分別する区分】

①可燃ごみ②不燃ごみ③家電関係④畳・家具類（改修に伴う壁・ふすま類を除く）⑤流木など⑥土砂など⑦通常では処理が困難なごみ（ガスボンベや消火器、灯油缶など）

### 【玉山区指定の仮置き場】

- ①松内地区コミュニティセンター
- ②好摩テニスコート南側
- ③済民文化会館駐車場西側
- ④岩崎清男さん所有地（玉山区好摩字新田）
- ⑤和野久雄さん所有地（玉山区下田字船綱）
- ⑥荒澤昭一さん所有地（玉山区好摩字夏間木）

【問い合わせ】 税務住民課 ☎683-3805、  
ごみの収集については資源循環推進課 ☎626-3733、  
廃棄物の搬出については廃棄

物対策課 ☎626-3755

## ▶家屋などの衛生対策

浸水した土地や家屋などは、感染症の予防が必要です。市は、床上・床下浸水した世帯を対象に消石灰を配布。また、家具などの消毒のため、逆性石けん液（オスバン液）も配布しています。

【問い合わせ】 税務住民課 ☎683-3805、  
保健予防課 ☎603-8308

# 農地や林道、井戸などの被害対策

被害に遭った箇所の復旧は、国の補助を導入できる箇所については国庫補助事業により復旧工事を施工し、国の補助を導入できない箇所については市単独補助事業により進めていきます。今後は、詳細調査を通じて国の補助を求めるなど、速やかな工事着手への取り組みに努めます。

農地などの復旧で国の補助制度の対象に

なるのは、1カ所に付き復旧事業費が40万円以上。国の補助事業の対象にならない箇所については原則として、自己負担による工事または市が費用の一部を補助する工事になります。詳しくは、各担当へ問い合わせください。

### 【問い合わせ】

○農地や農業用施設の復旧など：産業振興

- 課 ☎683-3852、農政課 ☎626-7540
- 林道や森林の復旧、家屋建て替えの市産材利用など：産業振興課 ☎683-3852、  
林政課 ☎626-7541
- 井戸から市水道への切り替えやトイレの水洗化補助など：給排水課 ☎623-1411
- 下水道受益者負担金・分担金の徴収猶予：下水道整備課 ☎623-1411

# 中小企業などへの支援

市は、中小企業などの健全な経営に向けた経営相談窓口を設置。各種経営相談のほか、融資・支援制度の紹介やセーフティネット保証などの受け付け、専門家派遣による経営指導などを実施しています。

【問い合わせ】 産業振興課 ☎683-3852、  
商工課 ☎626-7538

### 【既存の主な融資制度】

- ・開業資金（市商工振興資金）
- ・事業協同組合、企業組合や組合構成員へ

- の融資（市組合等振興資金）
- ・商工観光振興資金（県融資制度）
- ・小規模小口資金（県融資制度）
- ・特別小口資金（県融資制度）
- ・中小企業経営安定資金（県融資制度）

# その他の支援策

支援策	支援内容や対象など	問い合わせ先
災害救援ボランティアの要請	自力で家屋の泥上げなどができない人へボランティアが作業を支援（9月29日期限）	市社会福祉協議会 ☎651-1000
被災者生活再建支援金	家屋が全壊や大規模半壊した世帯へ基礎支援金50～100万円を支給	地域福祉課 ☎626-7509
小規模災害被害者見舞金	家屋の全壊や半壊、床上浸水の程度に応じて1～3万円を支給	
応急修理事業	自分で家屋などを修理できない場合に費用の一部（上限52万円）を補助	
障害物の除去	自分で家屋内の障害物を除去できない場合に費用の一部（上限13万3900円）を補助	税務住民課 ☎683-3805
宅地内に堆積した土砂などの搬出	宅地内に堆積した土砂や汚泥について、現地を調査の上、二次災害などの防止に必要と認められた場合に市が搬出	
生活保護制度	経済的理由で生活に困っている人。相談には資産や収入が分かるものを持参	生活福祉課 ☎626-7510
災害関連資金の無利子化	農林漁業セーフティネット資金の貸付利子を5年間無利子に	農政課 ☎626-7540
飲用水検査手数料の免除	飲用水検査（簡易検査）の手数料を免除	生活衛生課 ☎603-8310
私道整備事業への補助	一定の条件に該当する私道の新設や補修に、費用の6割を上限として補助	道路管理課 ☎626-7518
定期・地区健康相談	健康相談や、血圧測定、心の相談など。日時や場所は問い合わせください	健康福祉課 ☎683-3869
老人短期入所	一人暮らしの高齢者が体調を崩したときに、養護老人ホームなどへ短期入所	
いきいき通所支援（玉山区）	家に閉じこもりがちな高齢者を介護予防センターなどへ送迎し、サービスを提供	消費生活センター ☎604-3301
災害に便乗した悪質商法対策	建て替えやリフォームなどの契約を勧める悪質業者への対応方法を説明	
就学支援	小・中学校で掛かる給食費や学用品の購入費などの一部を援助	学務教職員課 ☎639-9044

今回お知らせした支援策は、9月24日現在で実施している主なものです。農業補償など国の補助制度が導入される場合もあるので、その都度、該当地域や市民の皆さんへお知らせしていきます。また、問い合わせ先が不明な場合やこの情報チラシに掲載されていない困りごとは、玉山総合事務所総務課 ☎683-2116か広聴広報課 ☎626-7517へ相談ください。